

○ほのぼの広場管理運営規則

〔 令和2年5月21日 〕
規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、法令等及び福岡都市圏南部環境事業組合施設管理規則（平成27年規則第6号）に定めるもののほか、ほのぼの広場の管理及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(開場時間)

第2条 ほのぼの広場の開場時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 5月から9月まで 午前6時から午後7時まで
- (2) 10月から翌年4月まで 午前8時から午後5時まで

(休場日)

第3条 ほのぼの広場の休場日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場日を設けることができる。

(団体使用許可)

第4条 団体で使用する場合には、管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、ほのぼの広場使用許可申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

(使用許可書)

第5条 管理者は、前条第1項の許可をしたときは、ほのぼの広場使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。

(許可事項の変更及び使用の取り止め)

第6条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可事項を変更しようとするときは、使用日の3日前までにほのぼの広場使用許可変更申請書（様式第3号）に使

用許可書を添えて管理者に提出し、ほのぼの広場使用変更許可書（様式第4号。以下「使用許可変更許可書」という。）の交付を受けなければならない。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

- 2 使用者は、その使用を取り止めようとするときは、ほのぼの広場使用取止届出書（様式第5号）に使用許可書又は使用許可変更許可書を添えて、管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

（使用許可の制限）

第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は備品を破損し、若しくは滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (4) その他ほのぼの広場の管理上支障があると認められるとき。

- 2 管理者は、第4条第1項又は前条第1項の許可にほのぼの広場の管理上必要な範囲内で条件を附することができる。

（使用許可の取り消し等）

第8条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項又は第6条第1項の許可を取り消し、又はその効力を停止し、若しくは条件を変更することができる。

- (1) 許可の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 前条第1項第3号に規定する場合に該当することとなったとき。
- (4) その他ほのぼの広場の管理上支障があると認められるとき。

（遵守事項）

第9条 利用者は、ほのぼの広場内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 行商、募金、興行、その他これらに類すること。
- (2) ほのぼの広場を損傷し、又は汚染すること。

- (3) 樹木を伐採し、又は植物若しくは土石の類を採取すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外へ車両等を持ち入れ、又は止めておくこと。
- (8) たき火等火災の原因となること。
- (9) 演説又は宣伝的行為をすること。
- (10) 工作物を設置し、又は居住すること。
- (11) 騒音を発する等付近の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (12) 別表に掲げるものを持ち込み、使用すること。
- (13) 前各号のほか、ほのぼの広場の現状を変更し、風致を害し、用途外にほのぼの広場を利用し、又はほのぼの広場の管理上支障があると認められる行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第10条 管理者は、ほのぼの広場の損傷その他の理由により、その利用が危険であると認める場合又はほのぼの広場に関する工事のためやむを得ないと認める場合においては、ほのぼの広場を保全し、又はその利用者の危険を防止するため区域を定めてほのぼの広場の利用を禁止し、又は制限することができる。

(損害賠償)

第11条 利用者がその責めに帰すべき理由により、ほのぼの広場の設備等を破損し、又は滅失して組合に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、ほのぼの広場の管理及び運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 (令和2年5月21日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第9条関係）

- 1 自転車（補助輪付含む。）、一輪車、三輪車（幼児を除く）
- 2 スケートボード、ローラーブレード、ローラースケート
- 3 金属バット
- 4 木製バット
- 5 ゴルフクラブ
- 6 エンジン付き模型（ラジコンカー、ドローン含む。）
- 7 スパイクシューズ
- 8 硬球
- 9 凧